



子どもをいじめから守るために

丹波市教育委員会

1

子どもの心の声が聞こえていますか？ ～どの子どももいじめの被害者・加害者となる可能性があります～



いじめを受けている子どもたちは、いじめとして認識していなかったり、「周囲に心配を掛けたくない」、「相談することでよりいじめがエスカレートするのではないか」などと思ったりして、誰にも相談しないことがあります。

また、いじめの加害者についても周りが気づきにくい状況でいじめをする傾向があり、発見が難しい場合があります。丹波市内の学校でも、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けてアンケート調査や個別面談など注意深く子どもたちを見守っていますが、家庭からの情報が大切です。

～子どもの出すサイン（変化）に気づいていますか？～

	家庭で気をつけるポイント	子どもの出すサイン
被害者	<p><u>いじめられていることを言いにくい</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●家の人に心配をかけたくない ●以前に自分も嫌なことをされたから、さらにいじめられる心配がある 	<ul style="list-style-type: none"> □元気がない □食欲がない □SNSの内容を気にしすぎる □スマホを離さない □学習意欲が低下する □成績が急に下がる □友達の話をしなくなる □持ち物がなくなる □どこことなくおどおどしている □落書きが目立つ □金遣いが荒くなる □金品を持ち出す □登校を渋る □あざや傷がある □服装の汚れや破れが目につく
加害者	<p><u>いじめと認識せず、からかいやいたずらなどを遊び半分で行う</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●被害者が平気そうなので大丈夫 ●悪いのは自分だけでない 	<ul style="list-style-type: none"> □すぐカッとなって暴力を振るう □言葉遣いが荒くなる □買った覚えのないものを持っている □友達を呼び捨てにする □友達に軽蔑した口調で話す

出典・参考：兵庫県教育委員会事務局 義務教育課 いじめ問題への対応

いじめに関する保護者・地域向けチラシ「こんなことも『いじめ』とされます。」(H31.3)

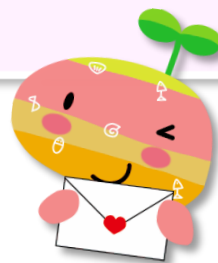
◇気になるサインが見られたら・・・

☑子どもの気持ちに寄り添いながら、じっくりと話を聴いてあげてください。

☑何があっても「絶対に守る」「必ず助ける」ことを伝えましょう。

◇ご家庭だけで悩まずに、心配なことは学校や相談機関に相談してください。

☑いじめやいじめかもしれないと思われることがあった時は、不安や悩みを抱え込まずに学校や相談機関にご連絡ご相談ください。





いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

いじめの態様

※子どもが以下に該当することを訴えている場合は、「いじめ」として認知します。

①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる



②仲間はずれや集団による無視をされる



③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする



④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする



⑤金品をたかられる



⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする



⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする



⑧パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる



（丹波市いじめ防止基本方針・兵庫県教育委員会いじめ対応マニュアルより）

※いじめの態様は様々であり、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を調べ、児童生徒の感じる被害性に着目し判断しています。



3 子どもを取り巻く環境とストレスについて



いじめの背景には、子どもたちが抱える様々なストレスが関係していると言われます。コロナ禍において、学校でも子どもたちに過度なストレスがかからないように配慮していますが、ストレスをうまく解消することは家庭でも重要な視点です。集団から孤立することを恐れて絶えず神経を尖らせていたり、友だちからどう思われているのかを思い悩んだりする子どもがいて、人間関係で大きなストレスを抱えている場合があります。また、成績や進路、部活動などもストレスの要因となる場合があります。本来、家庭は、ストレスの多い社会から戻ってきて緊張から解き放たれ、自分を癒していく「居場所」としての機能が期待されています。しかし、現在は SNS などを通して、絶えず友だちと連絡を取るなど、家に戻っても学校での人間関係を切り離せない状況にあり、ストレスの解消が難しくなっています。

◇子どものストレスのサイン◇

心のサイン	体のサイン
<input type="checkbox"/> 不安や緊張が高まり、イライラしたり、怒りっぽくなったりする	<input type="checkbox"/> 肩こりや頭痛、腹痛などの痛みが出てくる
<input type="checkbox"/> 些細なことで驚いたり、急に泣き出したりする	<input type="checkbox"/> 寝つきが悪くなったり、夜中や明け方に目が覚めたりする
<input type="checkbox"/> 気分が落ち込んで、やる気がなくなる	<input type="checkbox"/> 食欲がなくなったり、逆に食べ過ぎたりしてしまう
<input type="checkbox"/> 人づきあいが面倒になって避けるようになる	<input type="checkbox"/> めまいや耳鳴りがする

(出典：厚生労働省・若者のためのメンタルヘルスブック)

ストレスの解消方法は、「運動をする」「音楽を聴いたり歌を歌ったりする」「おしゃべりをする」「好きな本を読む」「風呂にゆっくり入る」など、人それぞれです。ストレスの解消のために「あれをなさい、これをなさい」と言ってもなかなか言うとおりに行動しない場合でも、例示したようなことを家族が自然にしている様子を見て、まねをすることもあります。



4 いじめを認知したら？

○学校の対応は…？

学級担任や部活動の顧問などを窓口として、学校や家庭、関係機関等が連携して対応します。学校は「いじめ対応チーム」で組織的に対応するため、相談した内容は校長をはじめとして学校内で情報共有されます。また、事案によっては学校が教育委員会と連携して対応する場合があります。

いじめを認知した場合、最も優先すべきことは「いじめを受けている子どもを守ること」です。学校、家庭、関係機関等が連携して行います。その後、心のケアを始めます。焦らずゆっくりと、傷ついている子どものペースに合わせて話を聞きます。何も話さない場合であっても、時間を共有することが大切であり、声かけをしながらゆっくりと待ちます。「必ずいじめを解決する」という気持ちが大切であり、この気持ちを抱きながら、時間と空間を共有することで徐々に信頼関係が育ちます。

このような過程を経て、被害児童生徒、加害児童生徒及び周りの児童生徒へのアンケート調査や聞き取りなどにより、正確に事実を把握し、いじめの解消に向けての話し合い等を行います。

いじめ問題の解消には、被害児童生徒、加害児童生徒の保護者との連携はもちろん、いじめが発生した集団に所属するすべての子どもたちと保護者の協力が必要です。





◇いじめ対応支援チーム◇

<開設日>月曜日～金曜日（祝祭日を除く） <相談時間>9：00～16：30

<電話>0795-74-0711（直通）

児童生徒やその家族、学校関係者からのいじめに関する相談に応じます。また、いじめの未然防止および早期対応・早期解決に向け、支援を行います。

- 小中学校のいじめ対策への支援
- いじめ対応への指導や助言
- アンケート等による調査研究
- 子どもたちへの心のケア
- 訪問指導や講話
- 児童生徒、保護者からのいじめに関する相談
- 家庭・地域への啓発

★令和6年度 いじめ・暴力ゼロ 標語★

- こころがポカポカ うれしいこえかけ ひろげよう!!（小1）
- みているよ みんなのこころの おまわりさん（小2）
- ふしぎだな だれかにはなすと らくになる（小3）
- 遊びでも きずついている子が いるんだよ（小4）
- だれかじゃない 自分で止める いじめの空気（小5）
- 「大丈夫？」 心にしまわず 声に出そう（小6）
- その言葉 ずっとのこるよ SNS（中1）
- SNSのその言葉 相手が読んで 大丈夫？（中2）
- その行動 逆の立場で 考えた？（中3）
- 語り合う 家庭と友に いじめなし（一般の部）

★令和6年度 いじめ・暴力ゼロ ポスター★



◇兵庫県のいじめの相談機関一覧◇

◆ひょうごっ子悩み相談◆

(1) ひょうごっ子<いじめ・体罰・子ども安全>相談 24時間ホットライン

☎0120-0-78310 【365日24時間・通話料無料】

☎0120-783-111 【平日9:00～17:00・通話料無料】

(2) ひょうごっ子悩み相談センター丹波教育事務所分室

☎079-552-6059 【月曜日～金曜日：9:00～17:00・通話料有料】

※土日・祝日・12月29日～1月3日は休み

◆その他の相談機関

(1) 丹波市教育委員会教育相談室

☎0795-74-3220

(2) 丹波市健康福祉部社会福祉課家庭児童相談室

☎0795-88-5271

(3) 川西こども家庭センター丹波分室

☎0795-73-3866

(4) ひょうご学習障害相談室（兵庫県立特別支援教育センター）

☎078-222-3604

(5) 兵庫県警察少年相談室（ヤングトーク）

☎0120-786-109

